

佐賀県告示第 240 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 14 第 1 項の規定により、下記の市町、一部事務組合及び広域連合に係る行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 81 条第 1 項の機関に関する事務を次の規約の定めるところにより受託する。

記

唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町、西佐賀水道企業団、天山地区共同衛生処理場組合、杵東地区衛生処理場組合、鹿島・藤津地区衛生施設組合、佐賀県競馬組合、有田磁石場組合、杵藤地区広域市町村圏組合、鳥栖・三養基地区消防事務組合、杵島工業用水道企業団、天山地区共同斎場組合、伊万里・有田地区医療福祉組合、佐賀東部水道企業団、脊振共同塵芥処理組合、鳥栖地区広域市町村圏組合、佐賀西部広域水道企業団、伊万里・有田地区衛生組合、三養基西部葬祭組合、佐賀中部広域連合、三神地区環境事務組合、鳥栖・三養基西部環境施設組合、佐賀県後期高齢者医療広域連合、佐賀県市町総合事務組合、佐賀県西部広域環境組合、伊万里・有田消防組合及び天山地区共同環境組合

平成 28 年 3 月 31 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

唐津市と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第 1 条 唐津市(以下「甲」という。)は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 81 条第 1 項の機関に関する事務を佐賀県(以下「乙」という。)

に委託する。

(委託事務の管理及び執行の方法)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

(経費の支弁)

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担により乙が支弁するものとする。

2 前項の経費の負担に関しては、委託事務の処理に要した費用につき乙が精算した額を、乙の請求により甲が支払うものとする。

(決算の場合の措置)

第4条 乙は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(条例等の制定改廃の場合の措置)

第5条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、これを書面で甲に通知するものとする。

(その他必要な事項)

第6条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、その都度甲と乙が協議して別に定めるものとする。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

鳥栖市と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する規約

( 委託事務の範囲 )

第 1 条 鳥栖市 ( 以下「甲」という。 ) は、地方自治法 ( 昭和 22 年法律第 67 号 ) 第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、行政不服審査法 ( 平成 26 年法律第 68 号 ) 第 81 条第 1 項の機関に関する事務を佐賀県 ( 以下「乙」という。 ) に委託する。

( 委託事務の管理及び執行の方法 )

第 2 条 乙が前条の規定により委託を受けた事務 ( 以下「委託事務」という。 ) の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程 ( 以下「条例等」という。 ) の定めるところによるものとする。

( 経費の支弁 )

第 3 条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担により乙が支弁するものとする。

2 前項の経費の負担に関しては、委託事務の処理に要した費用につき乙が精算した額を、乙の請求により甲が支払うものとする。

( 決算の場合の措置 )

第 4 条 乙は、地方自治法第 233 条第 6 項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

( 条例等の制定改廃の場合の措置 )

第 5 条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、これを書面で甲に通知するものとする。

( その他必要な事項 )

第 6 条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、その都度甲と乙が協議して別に定めるものとする。

附 則

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

多久市と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第 1 条 多久市(以下「甲」という。)は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 81 条第 1 項の機関に関する事務を佐賀県(以下「乙」という。)に委託する。

(委託事務の管理及び執行の方法)

第 2 条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

(経費の支弁)

第 3 条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担により乙が支弁するものとする。

2 前項の経費の負担に関しては、委託事務の処理に要した費用につき乙が精算した額を、乙の請求により甲が支払うものとする。

(決算の場合の措置)

第 4 条 乙は、地方自治法第 233 条第 6 項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(条例等の制定改廃の場合の措置)

第 5 条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、これを書面で甲に通知するものとする。

(その他必要な事項)

第6条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、その都度甲と乙が協議して別に定めるものとする。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

伊万里市と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する  
規約

(委託事務の範囲)

第1条 伊万里市(以下「甲」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関に関する事務を佐賀県(以下「乙」という。)に委託する。

(委託事務の管理及び執行の方法)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

(経費の支弁)

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担により乙が支弁するものとする。

2 前項の経費の負担に関しては、委託事務の処理に要した費用につき乙が精算した額を、乙の請求により甲が支払うものとする。

(決算の場合の措置)

第4条 乙は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

る。

( 条例等の制定改廃の場合の措置 )

第 5 条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、これを書面で甲に通知するものとする。

( その他必要な事項 )

第 6 条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、その都度甲と乙が協議して別に定めるものとする。

附 則

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

## 武雄市と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する規約

( 委託事務の範囲 )

第 1 条 武雄市(以下「甲」という。)は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 81 条第 1 項の機関に関する事務を佐賀県(以下「乙」という。)に委託する。

( 委託事務の管理及び執行の方法 )

第 2 条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

( 経費の支弁 )

第 3 条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担により乙が支弁するものとする。

2 前項の経費の負担に関しては、委託事務の処理に要した費用につき乙が精

算した額を、乙の請求により甲が支払うものとする。

(決算の場合の措置)

第4条 乙は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(条例等の制定改廃の場合の措置)

第5条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、これを書面で甲に通知するものとする。

(その他必要な事項)

第6条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、その都度甲と乙が協議して別に定めるものとする。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

鹿島市と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 鹿島市(以下「甲」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関に関する事務を佐賀県(以下「乙」という。)に委託する。

(委託事務の管理及び執行の方法)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

( 経費の支弁 )

第 3 条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担により乙が支弁するものとする。

2 前項の経費の負担に関しては、委託事務の処理に要した費用につき乙が精算した額を、乙の請求により甲が支払うものとする。

( 決算の場合の措置 )

第 4 条 乙は、地方自治法第 233 条第 6 項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

( 条例等の制定改廃の場合の措置 )

第 5 条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、これを書面で甲に通知するものとする。

( その他必要な事項 )

第 6 条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、その都度甲と乙が協議して別に定めるものとする。

附 則

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

小城市と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する規

約

( 委託事務の範囲 )

第 1 条 小城市 ( 以下「甲」という。 ) は、地方自治法 ( 昭和 22 年法律第 67 号 ) 第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、行政不服審査法 ( 平成 26 年法律第 68 号 ) 第 81 条第 1 項の機関に関する事務を佐賀県 ( 以下「乙」という。 ) に委託する。



( 委託事務の管理及び執行の方法 )

第 2 条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

( 経費の支弁 )

第 3 条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担により乙が支弁するものとする。

2 前項の経費の負担に関しては、委託事務の処理に要した費用につき乙が精算した額を、乙の請求により甲が支払うものとする。

( 決算の場合の措置 )

第 4 条 乙は、地方自治法第 233 条第 6 項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

( 条例等の制定改廃の場合の措置 )

第 5 条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、これを書面で甲に通知するものとする。

( その他必要な事項 )

第 6 条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、その都度甲と乙が協議して別に定めるものとする。

附 則

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

嬉野市と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する規約

( 委託事務の範囲 )

第1条 嬉野市（以下「甲」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関に関する事務を佐賀県（以下「乙」という。）に委託する。

（委託事務の管理及び執行の方法）

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の支弁）

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担により乙が支弁するものとする。

2 前項の経費の負担に関しては、委託事務の処理に要した費用につき乙が精算した額を、乙の請求により甲が支払うものとする。

（決算の場合の措置）

第4条 乙は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

（条例等の制定改廃の場合の措置）

第5条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、これを書面で甲に通知するものとする。

（その他必要な事項）

第6条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、その都度甲と乙が協議して別に定めるものとする。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

神崎市と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する規  
約

(委託事務の範囲)

第1条 神崎市(以下「甲」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関に関する事務を佐賀県(以下「乙」という。)に委託する。

(委託事務の管理及び執行の方法)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

(経費の支弁)

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担により乙が支弁するものとする。

2 前項の経費の負担に関しては、委託事務の処理に要した費用につき乙が精算した額を、乙の請求により甲が支払うものとする。

(決算の場合の措置)

第4条 乙は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(条例等の制定改廃の場合の措置)

第5条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、これを書面で甲に通知するものとする。

(その他必要な事項)

第6条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、その都度甲と乙が協議して別に定めるものとする。

#### 附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

### 吉野ヶ里町と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する規約

#### (委託事務の範囲)

第1条 吉野ヶ里町(以下「甲」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関に関する事務を佐賀県(以下「乙」という。)に委託する。

#### (委託事務の管理及び執行の方法)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

#### (経費の支弁)

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担により乙が支弁するものとする。

2 前項の経費の負担に関しては、委託事務の処理に要した費用につき乙が精算した額を、乙の請求により甲が支払うものとする。

#### (決算の場合の措置)

第4条 乙は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

( 条例等の制定改廃の場合の措置 )

第 5 条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、これを書面で甲に通知するものとする。

( その他必要な事項 )

第 6 条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、その都度甲と乙が協議して別に定めるものとする。

附 則

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

基山町と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する規約

( 委託事務の範囲 )

第 1 条 基山町(以下「甲」という。)は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 81 条第 1 項の機関に関する事務を佐賀県(以下「乙」という。)に委託する。

( 委託事務の管理及び執行の方法 )

第 2 条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

( 経費の支弁 )

第 3 条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担により乙が支弁するものとする。

2 前項の経費の負担に関しては、委託事務の処理に要した費用につき乙が精算した額を、乙の請求により甲が支払うものとする。

( 決算の場合の措置 )

第 4 条 乙は、地方自治法第 233 条第 6 項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

( 条例等の制定改廃の場合の措置 )

第 5 条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、これを書面で甲に通知するものとする。

( その他必要な事項 )

第 6 条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、その都度甲と乙が協議して別に定めるものとする。

附 則

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

上峰町と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する規約

( 委託事務の範囲 )

第 1 条 上峰町(以下「甲」という。)は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 81 条第 1 項の機関に関する事務を佐賀県(以下「乙」という。)に委託する。

( 委託事務の管理及び執行の方法 )

第 2 条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

( 経費の支弁 )

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担により乙が支弁するものとする。

2 前項の経費の負担に関しては、委託事務の処理に要した費用につき乙が精算した額を、乙の請求により甲が支払うものとする。

(決算の場合の措置)

第4条 乙は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(条例等の制定改廃の場合の措置)

第5条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、これを書面で甲に通知するものとする。

(その他必要な事項)

第6条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、その都度甲と乙が協議して別に定めるものとする。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

みやき町と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する

規約

(委託事務の範囲)

第1条 みやき町(以下「甲」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関に関する事務を佐賀県(以下「乙」という。)に委託する。

(委託事務の管理及び執行の方法)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の支弁）

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担により乙が支弁するものとする。

2 前項の経費の負担に関しては、委託事務の処理に要した費用につき乙が精算した額を、乙の請求により甲が支払うものとする。

（決算の場合の措置）

第4条 乙は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

（条例等の制定改廃の場合の措置）

第5条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、これを書面で甲に通知するものとする。

（その他必要な事項）

第6条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、その都度甲と乙が協議して別に定めるものとする。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

玄海町と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第1条 玄海町（以下「甲」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67



号)第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関に関する事務を佐賀県(以下「乙」という。)に委託する。

(委託事務の管理及び執行の方法)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

(経費の支弁)

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担により乙が支弁するものとする。

2 前項の経費の負担に関しては、委託事務の処理に要した費用につき乙が精算した額を、乙の請求により甲が支払うものとする。

(決算の場合の措置)

第4条 乙は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(条例等の制定改廃の場合の措置)

第5条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、これを書面で甲に通知するものとする。

(その他必要な事項)

第6条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、その都度甲と乙が協議して別に定めるものとする。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

有田町と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する規  
約

(委託事務の範囲)

第1条 有田町(以下「甲」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関に関する事務を佐賀県(以下「乙」という。)に委託する。

(委託事務の管理及び執行の方法)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

(経費の支弁)

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担により乙が支弁するものとする。

2 前項の経費の負担に関しては、委託事務の処理に要した費用につき乙が精算した額を、乙の請求により甲が支払うものとする。

(決算の場合の措置)

第4条 乙は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(条例等の制定改廃の場合の措置)

第5条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、これを書面で甲に通知するものとする。

(その他必要な事項)

第6条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な

事項は、その都度甲と乙が協議して別に定めるものとする。

## 附 則

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

### 大町町と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する規約

#### (委託事務の範囲)

第 1 条 大町町（以下「甲」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 81 条第 1 項の機関に関する事務を佐賀県（以下「乙」という。）に委託する。

#### (委託事務の管理及び執行の方法)

第 2 条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

#### (経費の支弁)

第 3 条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担により乙が支弁するものとする。

2 前項の経費の負担に関しては、委託事務の処理に要した費用につき乙が精算した額を、乙の請求により甲が支払うものとする。

#### (決算の場合の措置)

第 4 条 乙は、地方自治法第 233 条第 6 項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

#### (条例等の制定改廃の場合の措置)

第5条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、これを書面で甲に通知するものとする。

(その他必要な事項)

第6条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、その都度甲と乙が協議して別に定めるものとする。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

江北町と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 江北町(以下「甲」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関に関する事務を佐賀県(以下「乙」という。)に委託する。

(委託事務の管理及び執行の方法)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

(経費の支弁)

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担により乙が支弁するものとする。

2 前項の経費の負担に関しては、委託事務の処理に要した費用につき乙が精算した額を、乙の請求により甲が支払うものとする。

(決算の場合の措置)

第4条 乙は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

( 条例等の制定改廃の場合の措置 )

第5条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、これを書面で甲に通知するものとする。

( その他必要な事項 )

第6条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、その都度甲と乙が協議して別に定めるものとする。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

白石町と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する規約

( 委託事務の範囲 )

第1条 白石町(以下「甲」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関に関する事務を佐賀県(以下「乙」という。)に委託する。

( 委託事務の管理及び執行の方法 )

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

( 経費の支弁 )

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担により乙が支弁するものと

する。

2 前項の経費の負担に関しては、委託事務の処理に要した費用につき乙が精算した額を、乙の請求により甲が支払うものとする。

(決算の場合の措置)

第4条 乙は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(条例等の制定改廃の場合の措置)

第5条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、これを書面で甲に通知するものとする。

(その他必要な事項)

第6条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、その都度甲と乙が協議して別に定めるものとする。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

太良町と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 太良町(以下「甲」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関に関する事務を佐賀県(以下「乙」という。)に委託する。

(委託事務の管理及び執行の方法)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」

という。)の定めるところによるものとする。

(経費の支弁)

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担により乙が支弁するものとする。

2 前項の経費の負担に関しては、委託事務の処理に要した費用につき乙が精算した額を、乙の請求により甲が支払うものとする。

(決算の場合の措置)

第4条 乙は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(条例等の制定改廃の場合の措置)

第5条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、これを書面で甲に通知するものとする。

(その他必要な事項)

第6条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、その都度甲と乙が協議して別に定めるものとする。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

西佐賀水道企業団と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託  
に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 西佐賀水道企業団(以下「甲」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関に関

する事務を佐賀県（以下「乙」という。）に委託する。

（委託事務の管理及び執行の方法）

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の支弁）

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担により乙が支弁するものとする。

2 前項の経費の負担に関しては、委託事務の処理に要した費用につき乙が精算した額を、乙の請求により甲が支払うものとする。

（決算の場合の措置）

第4条 乙は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

（条例等の制定改廃の場合の措置）

第5条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、これを書面で甲に通知するものとする。

（その他必要な事項）

第6条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、その都度甲と乙が協議して別に定めるものとする。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

天山地区共同衛生処理場組合と佐賀県との間の行政不服審査会の  
事務の委託に関する規約



( 委託事務の範囲 )

第 1 条 天山地区共同衛生処理場組合(以下「甲」という。)は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 292 条において準用する同法第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 81 条第 1 項の機関に関する事務を佐賀県(以下「乙」という。)に委託する。

( 委託事務の管理及び執行の方法 )

第 2 条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

( 経費の支弁 )

第 3 条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担により乙が支弁するものとする。

2 前項の経費の負担に関しては、委託事務の処理に要した費用につき乙が精算した額を、乙の請求により甲が支払うものとする。

( 決算の場合の措置 )

第 4 条 乙は、地方自治法第 233 条第 6 項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

( 条例等の制定改廃の場合の措置 )

第 5 条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、これを書面で甲に通知するものとする。

( その他必要な事項 )

第 6 条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、その都度甲と乙が協議して別に定めるものとする。

附 則

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

杵東地区衛生処理場組合と佐賀県との間の行政不服審査会の事務  
の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第 1 条 杵東地区衛生処理場組合(以下「甲」という。)は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 292 条において準用する同法第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 81 条第 1 項の機関に関する事務を佐賀県(以下「乙」という。)に委託する。

(委託事務の管理及び執行の方法)

第 2 条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

(経費の支弁)

第 3 条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担により乙が支弁するものとする。

2 前項の経費の負担に関しては、委託事務の処理に要した費用につき乙が精算した額を、乙の請求により甲が支払うものとする。

(決算の場合の措置)

第 4 条 乙は、地方自治法第 233 条第 6 項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(条例等の制定改廃の場合の措置)

第 5 条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、これを書面で甲に通知するものとする。

(その他必要な事項)

第6条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、その都度甲と乙が協議して別に定めるものとする。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

鹿島・藤津地区衛生施設組合と佐賀県との間の行政不服審査会の  
事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 鹿島・藤津地区衛生施設組合(以下「甲」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関に関する事務を佐賀県(以下「乙」という。)に委託する。

(委託事務の管理及び執行の方法)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

(経費の支弁)

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担により乙が支弁するものとする。

2 前項の経費の負担に関しては、委託事務の処理に要した費用につき乙が精算した額を、乙の請求により甲が支払うものとする。

(決算の場合の措置)

第4条 乙は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

る。

( 条例等の制定改廃の場合の措置 )

第 5 条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、これを書面で甲に通知するものとする。

( その他必要な事項 )

第 6 条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、その都度甲と乙が協議して別に定めるものとする。

附 則

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

佐賀県競馬組合と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に  
関する規約

( 委託事務の範囲 )

第 1 条 佐賀県競馬組合(以下「甲」という。)は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 292 条において準用する同法第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 81 条第 1 項の機関に関する事務を佐賀県(以下「乙」という。)に委託する。

( 委託事務の管理及び執行の方法 )

第 2 条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

( 経費の支弁 )

第 3 条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担により乙が支弁するものとする。

2 前項の経費の負担に関しては、委託事務の処理に要した費用につき乙が精

算した額を、乙の請求により甲が支払うものとする。

(決算の場合の措置)

第4条 乙は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(条例等の制定改廃の場合の措置)

第5条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、これを書面で甲に通知するものとする。

(その他必要な事項)

第6条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、その都度甲と乙が協議して別に定めるものとする。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

有田磁石場組合と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 有田磁石場組合(以下「甲」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関に関する事務を佐賀県(以下「乙」という。)に委託する。

(委託事務の管理及び執行の方法)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

(経費の支弁)

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担により乙が支弁するものとする。

2 前項の経費の負担に関しては、委託事務の処理に要した費用につき乙が精算した額を、乙の請求により甲が支払うものとする。

(決算の場合の措置)

第4条 乙は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(条例等の制定改廃の場合の措置)

第5条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、これを書面で甲に通知するものとする。

(その他必要な事項)

第6条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、その都度甲と乙が協議して別に定めるものとする。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

杵藤地区広域市町村圏組合と佐賀県との間の行政不服審査会の事

務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 杵藤地区広域市町村圏組合(以下「甲」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関に関する事務を佐賀県(以下「乙」という。)に委託する。

( 委託事務の管理及び執行の方法 )

第 2 条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

( 経費の支弁 )

第 3 条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担により乙が支弁するものとする。

2 前項の経費の負担に関しては、委託事務の処理に要した費用につき乙が精算した額を、乙の請求により甲が支払うものとする。

( 決算の場合の措置 )

第 4 条 乙は、地方自治法第 233 条第 6 項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

( 条例等の制定改廃の場合の措置 )

第 5 条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、これを書面で甲に通知するものとする。

( その他必要な事項 )

第 6 条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、その都度甲と乙が協議して別に定めるものとする。

附 則

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

鳥栖・三養基地区消防事務組合と佐賀県との間の行政不服審査会  
の事務の委託に関する規約

( 委託事務の範囲 )

第1条 鳥栖・三養基地区消防事務組合（以下「甲」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関に関する事務を佐賀県（以下「乙」という。）に委託する。

（委託事務の管理及び執行の方法）

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の支弁）

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担により乙が支弁するものとする。

2 前項の経費の負担に関しては、委託事務の処理に要した費用につき乙が精算した額を、乙の請求により甲が支払うものとする。

（決算の場合の措置）

第4条 乙は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

（条例等の制定改廃の場合の措置）

第5条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、これを書面で甲に通知するものとする。

（その他必要な事項）

第6条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、その都度甲と乙が協議して別に定めるものとする。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。



杵島工業用水道企業団と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の  
委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 杵島工業用水道企業団(以下「甲」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関に関する事務を佐賀県(以下「乙」という。)に委託する。

(委託事務の管理及び執行の方法)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

(経費の支弁)

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担により乙が支弁するものとする。

2 前項の経費の負担に関しては、委託事務の処理に要した費用につき乙が精算した額を、乙の請求により甲が支払うものとする。

(決算の場合の措置)

第4条 乙は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(条例等の制定改廃の場合の措置)

第5条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、これを書面で甲に通知するものとする。

(その他必要な事項)

第6条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、その都度甲と乙が協議して別に定めるものとする。

#### 附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

### 天山地区共同斎場組合と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の 委託に関する規約

#### (委託事務の範囲)

第1条 天山地区共同斎場組合(以下「甲」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関に関する事務を佐賀県(以下「乙」という。)に委託する。

#### (委託事務の管理及び執行の方法)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

#### (経費の支弁)

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担により乙が支弁するものとする。

2 前項の経費の負担に関しては、委託事務の処理に要した費用につき乙が精算した額を、乙の請求により甲が支払うものとする。

#### (決算の場合の措置)

第4条 乙は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

( 条例等の制定改廃の場合の措置 )

第 5 条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、これを書面で甲に通知するものとする。

( その他必要な事項 )

第 6 条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、その都度甲と乙が協議して別に定めるものとする。

附 則

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

伊万里・有田地区医療福祉組合と佐賀県との間の行政不服審査会  
の事務の委託に関する規約

( 委託事務の範囲 )

第 1 条 伊万里・有田地区医療福祉組合(以下「甲」という。)は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 292 条において準用する同法第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 81 条第 1 項の機関に関する事務を佐賀県(以下「乙」という。)に委託する。

( 委託事務の管理及び執行の方法 )

第 2 条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

( 経費の支弁 )

第 3 条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担により乙が支弁するものとする。

2 前項の経費の負担に関しては、委託事務の処理に要した費用につき乙が精算した額を、乙の請求により甲が支払うものとする。

( 決算の場合の措置 )

第 4 条 乙は、地方自治法第 233 条第 6 項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

( 条例等の制定改廃の場合の措置 )

第 5 条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、これを書面で甲に通知するものとする。

( その他必要な事項 )

第 6 条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、その都度甲と乙が協議して別に定めるものとする。

附 則

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

佐賀東部水道企業団と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する規約

( 委託事務の範囲 )

第 1 条 佐賀東部水道企業団(以下「甲」という。)は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 292 条において準用する同法第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 81 条第 1 項の機関に関する事務を佐賀県(以下「乙」という。)に委託する。

( 委託事務の管理及び執行の方法 )

第 2 条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

( 経費の支弁 )

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担により乙が支弁するものとする。

2 前項の経費の負担に関しては、委託事務の処理に要した費用につき乙が精算した額を、乙の請求により甲が支払うものとする。

(決算の場合の措置)

第4条 乙は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(条例等の制定改廃の場合の措置)

第5条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、これを書面で甲に通知するものとする。

(その他必要な事項)

第6条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、その都度甲と乙が協議して別に定めるものとする。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

脊振共同塵芥処理組合と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の

委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 脊振共同塵芥処理組合(以下「甲」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関に関する事務を佐賀県(以下「乙」という。)に委託する。

(委託事務の管理及び執行の方法)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の支弁）

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担により乙が支弁するものとする。

2 前項の経費の負担に関しては、委託事務の処理に要した費用につき乙が精算した額を、乙の請求により甲が支払うものとする。

（決算の場合の措置）

第4条 乙は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

（条例等の制定改廃の場合の措置）

第5条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、これを書面で甲に通知するものとする。

（その他必要な事項）

第6条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、その都度甲と乙が協議して別に定めるものとする。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

鳥栖地区広域市町村圏組合と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第1条 鳥栖地区広域市町村圏組合（以下「甲」という。）は、地方自治法（昭

和 22 年法律第 67 号 )第 292 条において準用する同法第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 81 条第 1 項の機関に関する事務を佐賀県(以下「乙」という。)に委託する。

(委託事務の管理及び執行の方法)

第 2 条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

(経費の支弁)

第 3 条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担により乙が支弁するものとする。

2 前項の経費の負担に関しては、委託事務の処理に要した費用につき乙が精算した額を、乙の請求により甲が支払うものとする。

(決算の場合の措置)

第 4 条 乙は、地方自治法第 233 条第 6 項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(条例等の制定改廃の場合の措置)

第 5 条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、これを書面で甲に通知するものとする。

(その他必要な事項)

第 6 条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、その都度甲と乙が協議して別に定めるものとする。

附 則

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

佐賀西部広域水道企業団と佐賀県との間の行政不服審査会の事務  
の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 佐賀西部広域水道企業団(以下「甲」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関に関する事務を佐賀県(以下「乙」という。)に委託する。

(委託事務の管理及び執行の方法)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

(経費の支弁)

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担により乙が支弁するものとする。

2 前項の経費の負担に関しては、委託事務の処理に要した費用につき乙が精算した額を、乙の請求により甲が支払うものとする。

(決算の場合の措置)

第4条 乙は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(条例等の制定改廃の場合の措置)

第5条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、これを書面で甲に通知するものとする。

(その他必要な事項)

第6条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な



事項は、その都度甲と乙が協議して別に定めるものとする。

## 附 則

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

### 伊万里・有田地区衛生組合と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する規約

#### (委託事務の範囲)

第 1 条 伊万里・有田地区衛生組合(以下「甲」という。)は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 292 条において準用する同法第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 81 条第 1 項の機関に関する事務を佐賀県(以下「乙」という。)に委託する。

#### (委託事務の管理及び執行の方法)

第 2 条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

#### (経費の支弁)

第 3 条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担により乙が支弁するものとする。

2 前項の経費の負担に関しては、委託事務の処理に要した費用につき乙が精算した額を、乙の請求により甲が支払うものとする。

#### (決算の場合の措置)

第 4 条 乙は、地方自治法第 233 条第 6 項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

#### (条例等の制定改廃の場合の措置)

第5条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、これを書面で甲に通知するものとする。

(その他必要な事項)

第6条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、その都度甲と乙が協議して別に定めるものとする。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

三養基西部葬祭組合と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 三養基西部葬祭組合(以下「甲」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関に関する事務を佐賀県(以下「乙」という。)に委託する。

(委託事務の管理及び執行の方法)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

(経費の支弁)

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担により乙が支弁するものとする。

2 前項の経費の負担に関しては、委託事務の処理に要した費用につき乙が精算した額を、乙の請求により甲が支払うものとする。

(決算の場合の措置)

第4条 乙は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

( 条例等の制定改廃の場合の措置 )

第5条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、これを書面で甲に通知するものとする。

( その他必要な事項 )

第6条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、その都度甲と乙が協議して別に定めるものとする。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

佐賀中部広域連合と佐賀県との間の行政不服審査会の  
事務の委託に関する規約

( 委託事務の範囲 )

第1条 佐賀中部広域連合(以下「甲」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関に関する事務を佐賀県(以下「乙」という。)に委託する。

( 委託事務の管理及び執行の方法 )

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

( 経費の支弁 )

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担により乙が支弁するものと

する。

2 前項の経費の負担に関しては、委託事務の処理に要した費用につき乙が精算した額を、乙の請求により甲が支払うものとする。

(決算の場合の措置)

第4条 乙は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(条例等の制定改廃の場合の措置)

第5条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、これを書面で甲に通知するものとする。

(その他必要な事項)

第6条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、その都度甲と乙が協議して別に定めるものとする。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

三神地区環境事務組合と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の  
委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 三神地区環境事務組合(以下「甲」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関に関する事務を佐賀県(以下「乙」という。)に委託する。

(委託事務の管理及び執行の方法)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)

の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

(経費の支弁)

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担により乙が支弁するものとする。

2 前項の経費の負担に関しては、委託事務の処理に要した費用につき乙が精算した額を、乙の請求により甲が支払うものとする。

(決算の場合の措置)

第4条 乙は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(条例等の制定改廃の場合の措置)

第5条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、これを書面で甲に通知するものとする。

(その他必要な事項)

第6条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、その都度甲と乙が協議して別に定めるものとする。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

鳥栖・三養基西部環境施設組合と佐賀県との間の行政不服審査会  
の事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 鳥栖・三養基西部環境施設組合(以下「甲」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第252条の14第1

項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関に関する事務を佐賀県（以下「乙」という。）に委託する。

（委託事務の管理及び執行の方法）

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の支弁）

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担により乙が支弁するものとする。

2 前項の経費の負担に関しては、委託事務の処理に要した費用につき乙が精算した額を、乙の請求により甲が支払うものとする。

（決算の場合の措置）

第4条 乙は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

（条例等の制定改廃の場合の措置）

第5条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、これを書面で甲に通知するものとする。

（その他必要な事項）

第6条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、その都度甲と乙が協議して別に定めるものとする。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

佐賀県後期高齢者医療広域連合と佐賀県との間の行政不服審査会

## の事務の委託に関する規約

### (委託事務の範囲)

第1条 佐賀県後期高齢者医療広域連合(以下「甲」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関に関する事務を佐賀県(以下「乙」という。)に委託する。

### (委託事務の管理及び執行の方法)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

### (経費の支弁)

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担により乙が支弁するものとする。

2 前項の経費の負担に関しては、委託事務の処理に要した費用につき乙が精算した額を、乙の請求により甲が支払うものとする。

### (決算の場合の措置)

第4条 乙は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

### (条例等の制定改廃の場合の措置)

第5条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、これを書面で甲に通知するものとする。

### (その他必要な事項)

第6条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、その都度甲と乙が協議して別に定めるものとする。

## 附 則

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

### 佐賀県市町総合事務組合と佐賀県との間の行政不服審査会の事務 の委託に関する規約

#### (委託事務の範囲)

第 1 条 佐賀県市町総合事務組合(以下「甲」という。)は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 292 条において準用する同法第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 81 条第 1 項の機関に関する事務を佐賀県(以下「乙」という。)に委託する。

#### (委託事務の管理及び執行の方法)

第 2 条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

#### (経費の支弁)

第 3 条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担により乙が支弁するものとする。

2 前項の経費の負担に関しては、委託事務の処理に要した費用につき乙が精算した額を、乙の請求により甲が支払うものとする。

#### (決算の場合の措置)

第 4 条 乙は、地方自治法第 233 条第 6 項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

#### (条例等の制定改廃の場合の措置)

第 5 条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、



又は改廃したときは、これを書面で甲に通知するものとする。

(その他必要な事項)

第6条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、その都度甲と乙が協議して別に定めるものとする。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

佐賀県西部広域環境組合と佐賀県との間の行政不服審査会の事務  
の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 佐賀県西部広域環境組合(以下「甲」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関に関する事務を佐賀県(以下「乙」という。)に委託する。

(委託事務の管理及び執行の方法)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

(経費の支弁)

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担により乙が支弁するものとする。

2 前項の経費の負担に関しては、委託事務の処理に要した費用につき乙が精算した額を、乙の請求により甲が支払うものとする。

(決算の場合の措置)

第4条 乙は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表し

たときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

( 条例等の制定改廃の場合の措置 )

第 5 条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、これを書面で甲に通知するものとする。

( その他必要な事項 )

第 6 条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、その都度甲と乙が協議して別に定めるものとする。

附 則

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

## 伊万里・有田消防組合と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の 委託に関する規約

( 委託事務の範囲 )

第 1 条 伊万里・有田消防組合(以下「甲」という。)は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 292 条において準用する同法第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 81 条第 1 項の機関に関する事務を佐賀県(以下「乙」という。)に委託する。

( 委託事務の管理及び執行の方法 )

第 2 条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

( 経費の支弁 )

第 3 条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担により乙が支弁するものとする。

2 前項の経費の負担に関しては、委託事務の処理に要した費用につき乙が精算した額を、乙の請求により甲が支払うものとする。

(決算の場合の措置)

第4条 乙は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(条例等の制定改廃の場合の措置)

第5条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、これを書面で甲に通知するものとする。

(その他必要な事項)

第6条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、その都度甲と乙が協議して別に定めるものとする。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

天山地区共同環境組合と佐賀県との間の行政不服審査会の

事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 天山地区共同環境組合(以下「甲」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関に関する事務を佐賀県(以下「乙」という。)に委託する。

(委託事務の管理及び執行の方法)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」

という。)の定めるところによるものとする。

(経費の支弁)

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担により乙が支弁するものとする。

2 前項の経費の負担に関しては、委託事務の処理に要した費用につき乙が精算した額を、乙の請求により甲が支払うものとする。

(決算の場合の措置)

第4条 乙は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(条例等の制定改廃の場合の措置)

第5条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、これを書面で甲に通知するものとする。

(その他必要な事項)

第6条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、その都度甲と乙が協議して別に定めるものとする。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。